

| 区分  | 定義   |
|-----|--|
| I   | 利用者に対して影響が及ぶ可能性がないため、措置を必要としない状態。                                    |
| II  | II b<br>将来的に、利用者に対して影響が及ぶ可能性があるため、監視を必要とする状態。                        |
|     | II a<br>将来的に、利用者に対して影響が及ぶ可能性があるため、重点的な監視を行い、予防保全の観点から計画的に対策を必要とする状態。 |
| III | 早晩、利用者に対して影響が及ぶ可能性が高いため、早期に対策を講じる必要がある状態。                            |
| IV  | 利用者に対して影響が及ぶ可能性が高いため、緊急に対策を講じる必要がある状態。                               |

※1 判定区分IVにおける「緊急」とは、早期に措置を講じる必要がある状態から、交通開放できない状態までを言う。

| 番号 | トンネル名 (フリガナ) |            | 路線名      | 完成年次 (西暦) | トンネル延長 (m) | 幅員 (m) | 管理者  | 行政区域  |       | 点検記録 |
|----|--------------|------------|----------|-----------|------------|--------|------|-------|-------|------|
|    |              |            |          |           |            |        | 管理者名 | 都道府県名 | 市区町村名 | 判定区分 |
| 1  | 檜迫トンネル       | (カシサコトンネル) | 市道名古屋峠線  | 不明        | 38         | 4.00   | 高知県  | 高知県   | 須崎市   | II a |
| 2  | 西分トンネル       | (ニシブントンネル) | 市道中ノ浦清水線 | 1983年     | 121        | 6.60   | 高知県  | 高知県   | 須崎市   | II b |
| 3  | 花鳥トンネル       | (ハナトリトンネル) | 市道和田池ノ内線 | 2004年     | 456        | 10.40  | 高知県  | 高知県   | 須崎市   | II a |